

市川市地域猫ワクチン接種費等助成金交付申請（制度3）

地域猫活動登録団体から地域猫を譲り受けて新たな飼い主となる方（里親）に対し、猫が受けたワクチン接種費やウイルス検査費の額の一部費用を助成します。



（1）募集期間及び頭数

期間：令和5年4月7日（金）～ 令和6年3月31日（日）の市役所開庁日

頭数：6頭 ※受付は先着順で、予算枠に達した時点で終了します。

（2）対象となる猫

- ・市川市地域猫活動団体登録を受けている団体が管理する地域猫。
- ・令和5年4月1日（土）～ 令和6年3月31日（日）に、動物病院でワクチン接種及びウイルス検査を実施し、里親に譲渡された地域猫。
※原則、団体が実施したワクチン・検査が対象です。

【対象となるワクチン・検査】

- ・ワクチン接種…3種以上の混合ワクチン
- ・ウイルス検査…猫エイズ、白血病検査

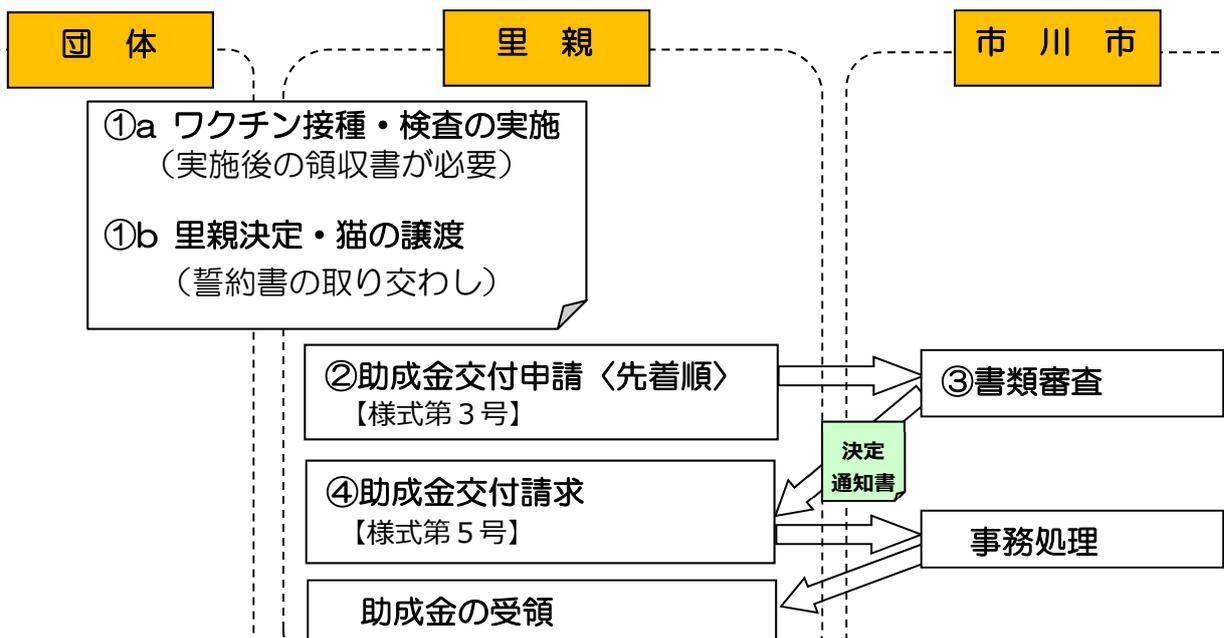
（3）申請者（下記要件を全て満たす必要があります）

- ・市川市地域猫活動団体登録を受けている団体から地域猫を譲り受けた里親。
- ・本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録をされていること。
- ・里親となる日において、年齢が18歳以上であること。
- ・市税を滞納していないこと。

（4）助成金額（税込額）

- ・猫1頭につき、ワクチン接種及びウイルス検査に係る施術費として負担した費用の半額。ただし、**5,000円を限度**。
- ・予算の残額が少なくなった場合、助成金額の満額が助成されない可能性があります。

《 市川市地域猫ワクチン接種費等助成金交付申請（制度3）の流れ 》



※①～④の詳細は裏面参照、使用する様式は【 】に記載

① a ワクチン接種・検査の実施

※原則、①aの後に、①bをしてください。

- ・動物病院でワクチン接種や検査を実施し、動物病院から領収書を受け取ってください。

① b 里親決定・猫の譲渡

- ・地域猫活動登録団体が管理している地域猫を譲り受けた際、猫の譲渡人（登録団体）と譲受人（里親）間で猫の譲渡に係る誓約書を取り交わしてください。なお、誓約書の様式指定はありませんが、申請に必要な記載事項がありますので、別紙「譲渡に係る誓約書」の作成例をご参照ください。

② 助成金交付申請

- ・猫の譲渡成立後、下記の書類（1～3は、別紙記入例を参照）を、自然環境課に提出してください。

1. 「市川市地域猫ワクチン接種費等助成金交付申請書（様式第3号）」
2. 地域猫の譲渡に係る誓約書の写し
3. 領収書
4. 住民票の写し
5. 市税に係る納税証明書

里親が、市が公簿等により住所及び市税を滞納していないことを確認することに同意した場合は、提出不要です。

※自然環境課へ郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出も可能。

※書類内容に不備がある場合は、受理できません。また電話による申請はできません。

《 注 意 》

郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出の場合は、自然環境課への到達日を受付日とします。書類提出後、自然環境課への到達には数日かかりますので、ご注意ください。

なお、郵便の未到達など事故が生じた場合について市は一切の責任を負いません。

③ 書類審査

- ・交付申請書を書類審査し、助成金交付の可否決定を行います。申請者には、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付可否決定通知書（様式第4号）」にて、審査結果をお知らせします。

※書類提出の先着順で交付決定をします。予算の残額が無くなり次第、終了となります。

予算の残額については、市ホームページ等で最新状況をご確認ください。毎月15日頃に、前月末時点での予算残額を公表します。

④ 助成金交付請求

- ・交付決定を受けた団体の代表者は、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付請求書（様式第5号）」を提出してください（請求書の提出がない場合は、助成金の振込みが出来ません）。

※不備等がなければ、書類の提出後、約1か月以内に口座に助成金を振込みます。

市川市 自然環境課

住所：〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所 第2庁舎3階

電話：047-712-6309（直通）

<市 Web サイト>

「市川市ホーム>暮らし>相談>ペット・動物>市川市飼い主のいない猫の適正な管理に係る助成制度について」

URL：<http://www.city.ichikawa.lg.jp/pub03/1111000071.html>